

第 12 日目（12 月 13 日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は、22 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、請願第 3 号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。産業建設委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会に付託されました免税軽油制度の継続を求める請願ということでありまして、黒滝議員のほうから説明に来ていただきまして、審査を行いました。質疑、討論等はございませんでしたが、意見ということで、牧野委員、そして中沢委員より、この制度は国に訴えていくべきだということの意見がありました。以上で報告は終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第 3 号 免税軽油制度の継続を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第 3 号 免税軽油制度の継続を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第 3 号は採択することに決定しました。

○議 長 日程第 2、第 110 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、第 110 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げたいと思います。平成 28 年 12 月から、

南魚沼市教育委員会教育長としてお務めいただいている南雲権治さんが、令和元年 12 月 24 日で任期満了となり退任されることとなりました。

後任として、岡村秀康さんを南魚沼市教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、議会の皆さんのご同意をお願いしたいものであります。

岡村さんの経歴につきましては、資料のとおりであります。各位ご承知のとおり、豊かな経験と円満な人格を持ち、教育行政に対する見識も高く、教育長として最適の方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和元年 12 月 25 日から令和 4 年 12 月 24 日までの 3 か年でございます。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 110 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命について、本案の採決は無記名投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

○議 長 次に立会人の指名を行います。南魚沼市議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 10 番・塩川裕紀君、議席番号 11 番・清塚武敏君を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○議 長 念のために申し上げます。投票用紙に本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。

なお、南魚沼市議会会議規則第 73 条第 2 項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をしてください。

[投票]

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。塩川裕紀君、清塚武敏君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[立会人立ち会いのもと開票]

○議 長 投票の結果を報告いたします。投票総数 21 票、有効投票 21 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 21 票、反対ゼロ票。以上のとおり、賛成全員であります。よって、第 110 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議 長 日程第 3、第 111 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 111 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。このたび、南魚沼市教育委員としてご尽力いただいております角谷正雄氏が、令和元年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものでございます。

角谷さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成 19 年 9 月から南魚沼市教育委員に就任され、現在に至っております。

角谷さんは、子育てから教育、学術、文化についての識見の高い方でありまして、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところでございます。引き続き、任命いたしたく、議会の同意を賜りたいものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年 12 月 25 日から令和 5 年 12 月 24 日までの 4 年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。採決は起立により行います。第 111 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、角谷正雄氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 111 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 4、第 112 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 112 号議案から第 114 号議案まで関連がありますので、一括して提案理由を申し上げたいと思います。本議案 3 件は、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和元年 12 月 21 日をもって満了となりますので、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものでございます……

○議 長 市長、申しわけありません。1 件ずつにしていきたい。一括ではなくて 1 名ずつお願いいたします。申しわけありません。

○市 長 それでは、大変失礼いたしました。議長から求めがございましたので、第 112 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明させていただきます。本議案は、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和元年 12 月 21 日をもって満了となりますので、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

遠藤喜代志さんは、合併前の大和町におきまして 2 期、南魚沼市におきまして平成 16 年 11 月 1 日から 5 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております。引き続き、お務めいただきたい、お願いするものであります。

遠藤さんにおかれましては、その経歴につきましては、資料のとおりでありまして、人格、識見ともに優れた方ですので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和元年 12 月 22 日から令和 4 年 12 月 21 日までの 3 年間でございます。よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑が終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 112 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、遠藤喜代志氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 112 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 5、第 113 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により勝又貞夫君の退場を求めます。

〔勝又貞夫君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 113 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し述べます。南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和元年 12 月 21 日をもって満了となりますので、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

勝又義一さんは、南魚沼市におきまして平成 25 年 2 月 1 日から 3 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方でありますので、議会のご同意を賜りたいものです。

なお、任期につきましては、令和元年 12 月 22 日から令和 4 年 12 月 21 日までの 3 か年となります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 113 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、勝又義一氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 113 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 勝又貞夫君の入場を認めます。

〔勝又貞夫君入場〕

○議 長 日程第 6、第 114 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 114 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和元年 12 月 21 日をもって満了となりますので、次期委員につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものでございます。

笛木明治さんは、南魚沼市におきまして平成 28 年 12 月 22 日から 1 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております。引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方であるので、議会のご同意を賜りたいものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年 12 月 22 日から令和 4 年 12 月 21 日までの 3 か年でございます。よろしくご審議いただき、同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 114 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、笛木明治氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 114 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 7、第 115 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 115 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提

案理由を申し上げます。このたび人権擁護委員として2期6年間にわたりご尽力いただきました、高橋文子さんが、令和2年3月31日付で任期満了により退任をされます。

高橋さんの後任として、三井厚子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

三井さんは、平成18年度から南魚沼市文化スポーツ振興公社理事として3期6年間、また、平成25年4月からは中之島地区まちづくり協議会副会長として活躍をされ、現在に至っております。人格、識見ともに優れた方でございます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3か年となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第115号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、三井厚子氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第115号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第8、第116号議案 工事委託変更契約の締結について（上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第116号議案 工事委託変更契約の締結について、ご説明申し上げます。本議案は樋渡東西線JR委託事業として、平成27年6月定例会で、契約及び5年間の継続費をご決定いただき、さらに平成29年6月定例会で変更議決をいただいております、市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の変更でございます。

今定例会初日、第90号議案 一般会計補正予算（第5号）での樋渡東西線JR委託事業の継続費補正で、減額の決定をいただいたことにより、変更協定書（第4回）の締結をするものでございます。

なお、4回目の変更となりますのは、協定における工事費の内訳について、協定総額に変更のない工事内容の調整や、現場の状況に合わせた工事費の項目間の組みかえによる、変更協定を2回行っているためでございます。

今回は総額の変更額が、市長の専決事項の指定、第3項で規定します「議決された契約の金額の100分の5以内でかつ1,000万円以内の額の増減」を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事委託変更契約締結の議決をお願いするものでございます。

議案1ページをごらんください。1、契約の名称は、上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事で、2、契約金額の変更額は、(3)のとおり2億7,610万円の減額であります。増減率にしますと11.97%の減となります。3、契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社上信越工事事務所長でございます。

めくっていただきまして3ページから6ページまでが、変更協定書(第4回)(案)でございます。7ページが工事変更概要で、3.工事概要のとおり、全体施工延長が43メートル、そのうちトンネルとなります。塩沢側道路部函体工12メートル、鉄道部函体工16メートル、片田側のU型擁壁工が15メートルとなっております。4の変更内容は、7ページの左側、6ページの変更工事費概算額調書(計画予算書)(案)を抜粋したもので、道路施設、鉄道施設、それぞれの項目ごとに増減額を記載してございます。変更後協定総額は税込みで20億2,993万円、2億7,610万円の減となっております。5.変更理由は、補正予算の継続費補正でも説明申し上げましたが、①JRと事前に協議済みの設計変更事項を反映させたことによる増減。②横断水路用地交換処理において、境界測量費等が増加することによる増額。③各種工事が竣工し事業費を精算したところ、保安費等が当初見込み額より大幅に減額となったことから、これによる不用額を減額でございます。

めくっていただきまして8ページは、変更箇所を示した工事変更概要図でございます。四角囲みで赤字のA、B、Cにより赤矢印で示した部分が変更関係部分で、右下に対応する変更理由を記載してございます。

以上で第116号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 契約案件ですから、ここでお聞きしますけれども、7ページの変更理由のところの③であります。保安費等が当初見込み額より大幅に減額とありますけれども、これは工事期間中、それから深夜の工事であったり、休日の工事であったりということを計画しておったのが、そこまで至らなくても工事が進むという、そういう説明があったわけです。そうすると、契約した時点で工事が始まって、これは大幅に減額になるなということは、相当見込まれたと思うのです。その時点で協定書を変更して請負額の減額をするということを行わなかったわけなのですけれども、結局、最後にきて、締めてこれだけ減額しましょうということに至った理由はなぜなのか。途中で、もし、これだけ工事が順調に進むのであればいらないだろうというところもあったと思うのですけれども、そこら辺の事情をちょっとお聞きしたい。

○議長 長 都市計画課長。

○都市計画課長 保安費等が減額になったのが、なぜ今になったかということですが、JRといろいろ協議を重ねた中で、JRのほうは最終的に減額を行いたいという意向を向こうは示しておりましたので、その意向に沿いまして今回減額となったものでございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 途中でJRとそういう話をしたわけでありまして、見込み的にこれぐらいまで下がるであろうという話は、途中での話し合いの中では出ていましたか。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 その時々でこの程度下がるのではないかという話はありませんでしたが、この2億7,000万円というのは、直前まで話さなかったものでした。以上です。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この工事に関しては、周辺の住民の方からも深夜、あるいは休みのときということで、非常に危惧されていた工事でありまして、非常に慎重にやっていただいたということもあります。そんなところも含めて、JRさんが特に夜の作業、これを控えたということは良かったかなと思っはいるのですが、金額的に大変大きかったということがあった。やはりこういうところは税金を使った仕事でありますので、きっちり聞いておかなければならないわけでありまして。中間等でそうであれば、周辺住民に対しても、今後、夜の工事だったり、休みの工事だったりはこちらになります、というようなところは、丁寧な説明を行った中で工事だったというふうに、私は承知してはいますが、何か問題があったのかどうか。これをちょっと説明願います。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 近隣の住宅に近接した工事でありましたので、なるべく夜間工事等を昼間に変えて保安費等が下がったわけなのです。大分、地盤が悪かったものですから、住宅等にも影響が出ております。その辺、丁寧に説明した中で、ご理解いただきながら工事を進めてきたと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第116号議案 工事委託変更契約の締結について（上越

線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 116 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 117 号議案 工事請負変更契約の締結について(都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事(土木その 1))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 117 号議案 工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。本議案は、平成 30 年 6 月定例会で議決をいただきました、都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事(土木その 1)の変更契約でございます。変更額が、市長の専決事項の指定、第 3 項で規定します「議決された契約の金額の 100 分の 5 以内でかつ 1,000 万円以内の額の増減」を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、変更契約締結の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをごらんください。1、契約の名称は、都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事(土木その 1)で、2、契約金額の変更額は(3)のとおり、2,103 万 3,100 円の増額であり、増減率にしますと 3.98%の増でございます。3、契約の相手方は、元店・割田特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして 3 ページから 6 ページまでが、建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。7 ページが工事変更概要となっております。1. 工事名称、2. 工事場所、3. 工事概要は記載のとおりで、中段の、4. 変更内容で項目ごとに主な変更内容と参考変更増減額を、5 では、4 の変更内容の項目ごとに変更理由を記載してございます。

5 の①道路土工では、現地精査による変更等。②擁壁工では、U 型擁壁の温度ひび割れに関する照査検討を行った結果、誘発目地が必要と判断し追加したことによるもの。本施工に合わせて中壁の歩行者転落防止柵の設置を追加したことによるもの。施工手順の変更により埋戻材を流動化処理土からコンクリートへ変更したことによるもの。③構造物撤去工では、現地精査による変更等。④仮設工では、J R 委託工事から引き継いだ仮設材のうち、撤去が必要となったグラウンドアンカーの撤去工を追加したことによるもの。⑤舗装工では、冬期休止期間中の通行確保のための仮復旧舗装工を追加したことによるもの。以上により、全体では 2,103 万 3,100 円の増額変更となっております。

めくっていただきまして、9 ページが工事変更概要図で、中央、着色部分が工事箇所、変更内容を赤で記載してございます。

以上で第 117 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 変更理由の7ページですけれども、④番、JR委託工事から引き継いだ仮設材のうちの、撤去が必要となったグラウンドアンカーの撤去工事です。この部分についてはJRと引き継ぎの部分で、JRが負担をするのか、市が負担をするのかということは、あらかじめ取り決めというのはあったのかどうかというのが1点目。

もう一つは、この1,116万円増加で、グラウンドアンカー22本なのですけれども、次に出てくる案件ではグラウンドアンカー43本ということで、本数が半分以下だと。金額が非常に大きいのでけれども、どうしてこれだけ違うのか。以上2点を確認します。

○議長 建設部長。

○建設部長 JRの委託工事の部分と、今回の発注の部分の工事の工程的な部分もありまして、グラウンドアンカーの撤去の部分も引き継がなければならなかったという事情があります。全体の工程をみた中で引き継がざるを得なかったという部分がありましたので、今回この工事の中でグラウンドアンカーの撤去を実施させていただきました。

それともう一点の部分、金額の違いですけれども、その2工事の部分とその1工事の部分、グラウンドアンカーの長さが違いまして、こちらのその1のほうの部分につきましては、多くのグラウンドアンカーが大体16.5メートルから18メートルの長さ。その2の部分につきましては、10.5メートルから12メートルの長さが多かったと。長さが多い分、非常に費用が高くなったという事情があります。それから、その1の部分につきましては、仮設工事を実施する際に補助クレーンが必要になったという部分で、その2に比べて高額という事情になりました。以上です。

○議長 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 JRからその仮設の部分についても、工事として引き継ぐということが取り決まったとしても、その負担割合についてはそのときに市が負担をします、ということをやったのかどうかということをもう一回説明願いたい。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 JRとの協議の中で、全体工程を見た中で、こちらのほうで引き継いで施工したほうがより効率的だということで、こちらのほうで実施をさせていただきました。以上です……（「負担は」と叫ぶ者あり）

負担についてもこちらのほうで負担をするということで実施しました。以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 117 号議案 工事請負変更契約の締結について（都計道第 1 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 1））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 117 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 118 号議案 工事請負変更契約の締結について（都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2））を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 118 号議案 工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。本議案も前議案同様に、平成 30 年 6 月定例会で議決をいただきました、都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2）の変更契約でございます。

変更額が市長の専決事項の指定、第 3 項で規定します「議決された契約の金額の 100 分の 5 以内でかつ 1,000 万円以内の額の増減」を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、変更契約締結の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いします。1、契約の名称 は、都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2）で、2、契約金額の変更額は、（3）のとおり 2,501 万 7,300 円の増額であり、増減率にしますと 3.43%の増であります。3、契約の相手方は、カネカ・高橋・町田 特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして 3 ページから 6 ページまでが、建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。7 ページが工事変更概要となっております。1. 工事名称、2. 工事場所、3. 工事概要は記載のとおりで、中段の、4. 変更内容で項目ごとに、主な変更内容と参考変更増減額を、5 では 4 の変更内容の項目ごとに変更理由を記載しております。

理由としては、①道路土工では、残土の土質が埋戻転用土に適さなかったことから、他工事から土砂流用したことにより、流用土の運搬距離及び処分量が増えたことによるもの。②擁壁工では、U型擁壁の温度ひび割れに関する照査検討を行った結果、誘発目地が必要と判断し追加したことによるもの。本施工に合わせて中壁の歩行者転落防止柵の設置を追加したことによるもの。③排水構造物工では、現地精査による変更等。④構造物撤去工では、現地精査による変更等。⑤仮設工では、J R 委託工事から引き継いだ仮設材のうち、撤去が必要となったグラウンドアンカーの撤去工を追加したことによるもの。以上により、全体では 2,501 万 7,300 円の増額変更となっております。

めくっていただきまして 9 ページが工事変更概要図で、中央、着色部分が工事箇所、変更内容を赤で記載してございます。

以上で第 118 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

21 番・牧野晶君。

○**牧野 晶君** 樋渡東西線の今回の議会に出ているものの最後なので、あえて聞かせていただきますけれども、全体で幾らが幾らになったかというのを教えていただければです。当初の予算ではなくて当初の計画で、私はちょっと覚えていないのですけれども、26 億円と言ったような気もするのです。そのくらいでできるようになったと言っていたのですけれども、結局すこんと上がった記憶もあります。当初の予定ではこれだった、でも実際予算をとったらこれだった、それで最後はこれになりましたという数字を言っていただきたいのですが、お願いします。

○**議 長** 建設部長。

○**建設部長** 変更する前の全体の金額ですけれども、以前にもお話ししたと思いますが、約 42 億円ということで試算しておりました。それが今回、変更を経た上で、全体で 39 億 3,000 万円ほどの金額になっております。したがって 2 億 7,000 万円ほど少なくなったという状況になっております。計画当初の金額につきましては、ちょっと都市計画課長のほうからお答えさせていただきます。

○**議 長** 都市計画課長。

○**都市計画課長** 当初 28 億円で試算しておりました、それで事業決定したわけですがけれども、実際調査してみると土質が悪かったり、ブロック積みのを擁壁に変えたりということで、今回 28 億円から 39 億円ということで、10 億円以上上がったということになっております。以上です。

○**議 長** 21 番・牧野晶君。

○**牧野 晶君** 本当にすごく上がったなというのがあれであります。契約に関しては関係ないですけれども、何でこの質問をしたかという、当然この事業が終わったら、次ここをやるというふうな約束を、市のほうでもしていたのがあるわけです。それがまず時期——時期というのはしようがないといえましょうがないというのがありますけれども、14 億円ももろみが外れたというふうなので事業ができるかできないか、やはり不安になる点もあります。

そういう点はしっかりとこれからも精査をしてもらって、事業には進んでほしい。市民の便が良くなる点にはいいですけれども、余りに計画が外れていくと、事業するために鉛筆をなめたのかというふうに思ったりもしてしまいます。

ちなみにこれ以外、アンダーをあげようとしているところは、今あるのですか。実際、動こうとしているところは。

○**議 長** 建設部長。

○**建設部長** 事業の実施に当たっては、当然過去の事例等、それから専門のコンサルタントに委託して、事業費等を算出するわけですがけれども、ちょっと予想外にかかってしまったということです。今後、事業実施に当たっては、十分精査を重ねた上で、事業の実施を図っていかなければいけないというふうに考えております。

また、今後のアンダーパス等の工事につきましては、今のところ市の事業としては、ちょっと予定しておりません。街路全体につきましては必要性を見ながら、地域の声を受けとめながら実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ、都市計画だって石打地域は、2 本アンダーパスをあけるといふ——まだ本当は 1 本廃路にあれですけれども、そういうのもありますけれども、それだって地域の人は遠慮といふか、私はこういう実績が出ていふ以上、するべきではないといふふうな思ひがあるわけですね。やはり本当にこれからも頑張つて事業を進めるために、数多くの道路があけられるように、切れるように。道路をあける時代ではないといふられてしまえば、それでおしまいなのですけれども、それでもやはり道路の整備といふのは、市民からの要望も高いのでやるなとは言ひませんが、精査していけるようにお願ひしたいと思ひます。

この 2,500 万円の増工とか、こういうのはしょうがないものだといふふうには思ひますけれども、そこのところだけは 1 点、絶対に言わせていただければと思つたので、言わせていただきました。頑張つてください。

○議 長 質疑を終わることにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 118 号議案 工事請負変更契約の締結について（都計道第 2 号市道樋渡東西線道路改良工事（土木その 2））は、原案のとおり決定することにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 119 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 119 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更について、ご説明を申し上げます。本議案は、当市が加入いたします、新潟県市町村総合事務組合より、令和元年 11 月 12 日付で、規約変更等に係る協議書の提出依頼があつたもので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により、規約の変更について、議会の議決をお願ひするものでござひます。

規約変更の理由につきましては、新発田地域老人福祉保健事務組合の全ての施設が指定管理者制となったことから、より効率的な体制とするため、当該組合が有する共同処理事務、組合財産、組合職員の全てについて、従来から共通の事務局を設置運用している下越障害福祉事務組合へ移管、統合し、令和2年4月1日から複合的一部事務組合化すること、及びこれにより令和2年3月31日限りで新発田地域老人福祉保健事務組合が解散し、令和2年4月1日から下越障害福祉事務組合が組合の名称を、下越福祉行政組合へ変更するためとなっております。

内容につきまして、めくっていただきまして3ページの新旧対照表で説明をいたします。別表第1、及び別表第2とも、内容は一緒でございます。左側改正案のとおり、「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改め、「新発田地域老人福祉保健事務組合」を削るものでございます。

めくっていただきまして1ページ、附則といたしまして、この規約は、令和2年4月1日から施行する souhaitable ものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第119号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第120号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第120号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号)につきまして提案理由を申し上げます。去る10月12日に発生しました、台風19号被害の復旧事業費につきましては、11月臨時会の補正予算(第4号)において可決をいただきまして、対応を進めさせていただいているところでございます。

このたびの災害復旧状況としまして、大変被災の大きかった石打地内の関山大堰、そして同石打地域にあります南田中地内の古峰堰につきまして、さらなる被害防止のため、詳細に調査をさせていただいたところ、護岸や護床ブロックなどに、当初の想定を上回る大きな被害が確認されました。このため、災害復旧工事の規模拡大、これに伴います事業費の増額が必要と判断させていただき、この2か所の工事費に合わせて9,050万円の追加を行うものがあります。

歳入には、規定の分担金、県補助金及び市債をもって充てております。

以上によりまして、歳入歳出予算に8,970万7,000円を追加させていただき、総額を312億877万1,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第120号議案につきましてご説明申し上げます。最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8、9ページをお願いいたします。

2の歳入からご説明申し上げます。最初の表、11款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金、説明欄、農地、農業用施設災害復旧事業分担金135万円は、関山大堰と古峰堰の災害復旧事業に係る分担金。

2番目の表、14款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金、説明欄、農林災害復旧事業県補助金8,145万円も、関山大堰と古峰堰の災害復旧事業費の増に対する補助で、補助率90%で算定しております。

3番目の表、20款市債、1項10目災害復旧債は、説明欄記載のとおり、2か所の農林施設災害復旧事業に対するもので、計690万円の増となっております。以上が歳入における補正内容でございます。

めくっていただきまして10、11ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。最初の表、11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費、説明欄の丸、農林施設災害復旧費（補助）は、関山大堰では、水の流れをかえる瀬がえを行った後に、現地を再調査した結果、護岸及び魚道の被害が想定より大きく、特に魚道は補修を想定しておりましたが、一度全て取り壊し、作り直さなければならない状況で、各数量の増加と工種の追加、廃材処理費の増により5,790万円の増。古峰堰につきましては、転用できると考えました護床ブロックの状態が悪く、転用できないため、新設する費用と、全て廃材となるため廃材処理費の増などで、3,260万円の増。計9,050万円の増となりました。

2番目の表、14款予備費は、収支における調整分79万円の減額でございます。以上が歳出の補正内容でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正は、歳入20款の市債で説明をいたしましたように、「起債の目的」の下から2行目、災害復旧債の限度額を690万円増し、補正後の限度額合計を21億7,460万円としたいものでございます。

1 ページに戻っていただき、歳入歳出予算の補正額及び総額につきましては、市長提案理由のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 11 ページの災害復旧工事費でありますけれども、そうすると関山大堰では、今回の 5,790 万円を合わせると幾らになったと、古峰堰についても 3,260 万円を合わせて幾らになったというところをお示し願いたいのと。

もう一点は、冬期に入りますので、工事の始まりという時期については、大体いつごろを計画しているのか。

これともう一点は、災害復旧でありますから、原形復旧が前提でありますけれども、それ以外に今後災害を考えた場合に、大幅にまた変更ということもあり得るのかどうかと、以上 3 点をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 工事のスケジュールであります。この補正をご承認いただいた後は、年明けに発注予定になっております。工程につきましてはそこからのスケジュールになりますが、なるべく早い完成を、というふうには考えております。ほかの 2 点につきましては農林課長のほうからお答えいたします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 まず、工事費が総額幾らになったかということですが、関山大堰が 1 億 2,900 万円、古峰堰が 6,760 万円でございます。

それと原形復旧ということですが、災害復旧は基本的にはやはり原形復旧が基本となっております。ただ、関山大堰の場合ですと、過去にも被災しているということで、今回はなるべく落差を少なくするような工法で災害申請を上げたいと思っております。

それから、大幅な変更であります。この金額はあくまでマックスという金額でお考えいただきたいと思っております。これ以上の増加は多分——多分でございますが、ないかと思っております。以上です。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回被災した部分を見ても、上流からの石ですよね、要は石。相当な部分が出てきたので、これをどれだけ取り除くかということが、今後、多分水の流れは変わらないのですけれども、それをどうやって取り除くかということが大事かなと思っております。この辺については、その後、工事等が入るとかというような予定はあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 被災した箇所につきましては、工事の中で支障になる石等は当然取り除いたりする処置はとりますが、被災していない箇所につきましては、管理が県になりますので、その辺につきましては、また県にご相談いただきたいと思っております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 本当に災害復旧はありがたいと思いますし、早目にできるようにやっていただきたいというのと同時に、こういう声もあるのです。魚が住みやすい川にしてほしいというもの。例えば、今、魚野川はいろいろ復旧しているのですけれども、災害対応をやってもらわなければいけないのと同時に、いじり過ぎると、石が全然、魚が隠れるようなところがなくなって、下のほうの川と同じようになっているのです。一部の方からは、河床の転圧をしないでほしいなんていう声もあつたりもするので、魚にやさしいというのはどういうことが魚にやさしいのかもひとつ考えながらやっていただくと、災害がないように。本当にちょっと難しい注文をつけて悪いのですけれども。

というのが、ことしは本当に鮎が釣れなかったのです。それはいろいろな異常気象とかもあるのでしょうけれども、このままだとなかなか鮎も放流できなくなって行って、魚がいなくなってしまうので、ぜひそういう点も配慮いただければ、お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 魚道ということだと思います。当然、そのの生息地の生態系に影響がないような工事というのは、心がけなければいけない問題でありますので、今回も魚道が大きくやられたということでもあります。そこら辺に関しましては加味した中で、工事のほうを進めていただきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 120 号議案 令和元年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 120 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 121 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 121 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正

されたことによりまして、条例の登録資格について一部改正を行いたいものでございます。

この法律の施行に伴います関係条例の改正につきましては、本議会初日の第 104 号議案でまとめて議決をいただいておりますけれども、この印鑑条例につきましても、我々はこの第 104 号議案に載せるべく準備をしておりましたのですが、国からの事務処理要領—印鑑登録につきまして法律というのがありませんで、いまだに事務処理要領に基づいて、全国の市町村が足並みを揃えて条例整備をしているわけでありましてけれども、国からその事務処理要領の一部改正通知というのがなかなか届きませんで、日付で 11 月 19 日付、我々のところに届きましたのが 11 月 25 日の段階でございました。したがって初日の提出に間に合わず、最終日に審議をお願いすることとなったものでございます。

内容につきましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、いわゆる欠格条項を設けている制度について、個別審査規定へ適正化をするものとなっております。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。3 ページであります。第 2 条第 2 項第 2 号の下線部のとおり、現行にあります「成年被後見人」という文言を、左側改正案のとおり、下線部「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」という文言に改正をしたいものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、附則であります。この条例は令和元年 12 月 14 日、これがその改正事務処理要領の施行期日であります。たまたま、あしたでありますけれども、それに間に合うということになります。この日から施行したいというものでございます。

以上、第 121 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 121 号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 121 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 11 時ちょうどといたします。

[午前 10 時 43 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 ここで雪国新聞より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可します。

○議 長 日程第 14、発議第 5 号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第 5 号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議について、説明をいたします。議会運営委員会では、事務局の説明を求め、県内、五泉市以外は全部決議されているということを報告いたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 5 号 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、発議第 5 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、発議第 6 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議第 6 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、以下の大臣に出す意見書でございます。

この免税措置は平成 11 年から認められた制度ですけれども、令和 3 年 3 月末で廃止される予定になっており、ここの地域では基幹産業でありますスキー産業、あと農業ということで、この制度によって成り立っている大きな部分があると思います。実際にスキー場の軽油では、40 万リットルを毎年使っており、その効果の予算というのは 1,280 万円というふうになっていて、いるところでございます。

ぜひ、満場一致でこの意見書を上げるべきだと思いますので、皆様の賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、発議第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出についてであります。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（防災）に対し、意見書を提出するものであります。

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化しています。本年も台風15号、台風19号などに多くの方が被災されております。2004年、2007年には大幅な法改正がありました。一定の改善は図られておりますが、しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず、適用外となっている等の問題が上がっております。以上のことを踏まえまして、3つの事項について強く要望するものであります。

1点目であります。被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。2としまして、国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。3、全ての被災者及び局地的な災害の被災者生活再建支援の観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を強く求めるもので、以上を意見書として提出するものであります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、発議第8号 ツキノワグマ対策の拡充に対する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第8号 ツキノワグマ対策の拡充に対する意見書の提出について、説明いたします。地方自治法第99条の規定により、新潟県知事に別紙の意見書を提出するものであります。つい最近、議会中にも二日町で、熊の出没等が全国でもニュースに取り上げられた事案もありました。現状でありますと、地元の猟友会に頼らざるを得ず、任意団体である猟友会に大幅な、過大な負担を課している現状であります。市民への広報及び監視体制につきましても、市町村単位では限界を感じているところであります。

つきましては、平常時や出没時だけでなく、特別に警戒が必要な状況下における対策について指針を加え、地域の鳥獣被害対策チームが、どのような状況においても有効に機能する体制づくり及び予算措置を、早急を実施していただくよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 ツキノワグマ対策の拡充に対する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって令和元年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午前11時12分〕